

第 83 回倫理委員会議事要旨（2023 年 3 月 3 日）

I 日時：

2023 年 3 月 3 日（金）16:00～17:50

II 場所：

対面及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石塚雅博、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、三宅周兵、矢萩由紀子（※）、吉村智明

○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理委員会研究報告第 1 号「監査人の独立性チェックリスト」及び倫理委員会研究報告第 2 号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト」について

担当副委員長から、倫理委員会研究報告第 1 号「監査人の独立性チェックリスト」及び倫理委員会研究報告第 2 号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト」について、主な改正内容に関する説明がなされた。また、研究報告第 1 号倫理規則編のチェックリストに掲載する項目の範囲に関する方針について、前回の倫理委員会で提示した次の三つの案のうち、案 3 を基とし、追加の対応として、阻害要因の生じる個別具体的な場面の検討に有用な適用指針をチェック項目として取り上げる旨が説明され、その後、議論が行われた。

審議の結果、委員会における意見を踏まえた表現上の修正を行うことを前提として、出席委員全員の賛成により承認され、最終案を 3 月の役員会に上程することとなった。

<方針案>

・ 案 1

要求事項（R 項）を基本としてチェックリスト化し、現行のチェックリストに適用指針（A 項）が単独で掲載されているもののみ新チェックリストに引き継ぐこととし、説明文に適用指針（A 項）に関する項目は網羅的には含まれていない旨の注記を入れる。

・ 案 2

要求事項（R 項）及び適用指針（A 項）を全てチェックリストに含める。

・ 案3

要求事項（R 項）のみをチェックリストに含めるとともに、次の事項も含める。

- ・ 概念的枠組みの適用を求める各セクションの「はじめに」の規定
- ・ 適用指針（A 項）も含めて検討する必要がある旨

【主なご意見】

- 会員が形式的にチェックリストに基づいて確認することにより、結果的に倫理規則違反になるというようなことにならないように、使用方法について注意喚起した方がよいのではないか。

（ご意見への対応）

使用方法に関する注意喚起について、検討することとしたい旨を回答した。

- 研究報告第1号倫理規則編のチェックリストにおいて、倫理規則の各セクションの冒頭にある「はじめに」の規定がチェック項目に含められており、その注書きにおいて、「概念的枠組みを適用していない場合には、「該当あり」にチェックする」ことが説明されているが、使いやすさの観点を踏まえると、「概念的枠組みを適用していますか」といった疑問文にする方がよいのではないか。

（ご意見への対応）

「はじめに」の項目は各チェック項目の検討の指針となるものであり、「はじめに」以降に続くチェック項目と併せて該当あり、なしの判断を行うこととなっているため、「はじめに」の欄は現状の記載方法の方が分かりやすいと考えている旨を回答した。

- 研究報告第1号倫理規則編のチェックリストの適用指針に関するチェック項目については、全ての適用指針をチェック項目とするのではなく、阻害要因の生じる個別具体的な場面の検討に有用な適用指針をチェック項目として取り上げることとしているが、その場合には、取り上げられない適用指針が生じることになる。チェック項目に含まれない適用指針についても、項番号をチェックリストに記載することにより、確認しやすくなるのではないか。

（ご意見への対応）

倫理規則の各セクションの冒頭にある「はじめに」に関するチェック項目の注書きにおいて、適用指針も含めて確認する旨の説明を記載することにより、該当する適用指針を倫理規則に立ち返って確認してもらうことを考えているため、チェック項目に含まれない適用指針の項番号を網羅的にチェックリストに記載することは想定していない旨を回答した。

- チェックリストについては実務の現場で使用するものであり、電子化すべきではないかと考えるが、この点についてはどのように考えているか確認したい。

(ご意見への対応)

チェックリスト等の電子化について、対応する時期に関する明確な方針は定まっていないが、今後検討することとしたい旨を回答した。

- チェックリストをより分かりやすいものとするために、法令や倫理規則の義務違反になると考えられるものについて「該当あり」にチェックをするなど、どのような場合に「該当あり」にチェックを付すことになるかについて、利用上の注意事項として説明した方がよいのではないか。

(ご意見への対応)

いただいたご意見を踏まえ、どのような場合に「該当あり」にチェックを付すことになるかについて、説明文の記載を再検討する旨を回答した。

◆ 報告事項

1. IESBA 会議報告（2月）について

担当副委員長から、2月の国際会計士倫理基準審議会（The International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）ボード会議について説明がなされた。具体的には、社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity：PIE）に関する透明性の要求事項（R400.20項）を、国際レビュー業務基準 2400「財務諸表のレビュー業務」（International Standard on Review Engagements (ISRE) 2400 “Engagements to Review Historical Financial Statements”：ISRE2400）にも適用するかという国際監査・保証基準審議会（The International Auditing and Assurance Standards Board：IAASB）での議論に関連して、R400.20項の改訂の可否に関する議論が行われたことが説明された。

【主なご意見】

- レビュー業務は国により捉え方が異なるが、開示等について、ボード会議において議論になったものはあるか。

(ご意見への対応)

ボード会議では、期中のレビューについては、年度のレビューよりも少し柔軟性のある取扱いをしてもよいのではないかという議論があった旨を回答した。

- IAASB から IESBA に対して、PIE に関する透明性の要求事項に財務諸表のレビュー業務も含んでいるかを検討するように提案がなされた背景を確認したい。

(ご意見への対応)

国際監査基準 (International Standard on Auditing : ISA) 700 の PIE の規定に関する改訂作業を行う中で、ISRE2400 における PIE の規定に関する改訂について議論となったことから、PIE に関する透明性の要求事項には、監査業務だけでなくレビュー業務も含まれるかどうかについて検討するように、IESBA に対する提案がなされた旨を回答した。

- 倫理規則の改正は、国際的な議論が行われた後に国内の改正を行うため、日本の規則について議論する段階では、既に国際的に確定した規則と異なるものを作成することは難しい。そのため、国際的に規則が改正されるタイミングにおいて、協会としても意見を発信することが望ましいが、どのように考えるか。

(ご意見への対応)

IESBA から公表された公開草案に対する意見の提出やアウトリーチへの参加等、現在も積極的に意見を発信するよう努めている。IESBA に向けて日本から意見を発信することは重要な問題と認識しているため、引き続き検討していく旨を回答した。

2. 会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

【主なご意見】

- 会員から寄せられた相談について、回答までどの程度の期間を要するのか。

(ご意見への対応)

文書で回答を行う相談案件については、月に1回開催している職業倫理相談作業部会において検討することとなっており、相談のタイミングにより、回答までの期間は異なる旨を回答した。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp